



THE RED PROLETARIAN 赤いプロレタリア

●編集:共産主義者協議会 ●発行所:レッドプロレタリア社 東京都千代田区富士見2-2-2 東京三和ビル303スペース303 TEL・FAX03-3264-2735/郵便振替00130-7-638910 ●年間購読料:1部2500円(送料込)隔月発行

「新しい左翼の極」創り 新しい社会運動—労働運動を!



憲法9条改定を許さない6.14全国集会に550人参加



9条改憲阻止の会をはじめとする6.14集会後のデモ行進

憲法9条改定を許さない 草の根のうねりを!

6・14反改憲 集会に550人

6月14日、「憲法第9条改定を許さない6・14全国集会」が東京・社会文化会館三宅坂ホールで開催され、全国各地から550人が参加した(主催・同集会実行委員会)。

集会はまず、ヤスミン植月千春さんのカーヌーン演奏で始まり、連帯のアピールとして、年末年始の日比谷派遣村を担った全国ユニオン事務局長・安部誠さんから、派遣切りをめぐる闘いの経緯と現状が報告された。続いて国労闘争団の佐久間忠夫さん、日の丸・君が代強制と闘う教育現場から増田都子さん、非正規雇用労働現場からは「自由と生存のメーデー実行委員会」の仲間から、力強いメッセージが発せられた。国会からは社民党の保坂展人さんのアピールと、各政党のメッセージが続く。続いて、「憲法9条改定と国民投票をめぐる状況」と題して、伊藤成彦氏が講演した。

第2部は、池邊幸恵さんの「ピアノとスライドによる平和のメッセージ」に始まり、沖縄からのアピールを知花昌一さん。知花さんは、反安保こそが9条を守る闘いの核心だと、沖縄の基地の現状を

ふまえ今こそ反基地・反安保の闘いを改憲阻止の大きなうねりにしていこうと訴えた。

続く連帯のアピールでは、不戦兵士の会の猪熊得郎さん、東京大空襲の原告団(日本軍に爆撃された中国重慶の原告団も翌日の裁判を控えてともに登壇した)、50周年を迎えた伊達判決(日米安保は無効確認訴訟事務局長の山崎さん、原子力空母横須賀母港化反対を闘う神奈川平和運動センターの加藤さん、反原発を闘うたんぼ舎の柳田さんたち、8・6ヒロシマの集い実行委員会の森島さんと続いた。

実行委メンバーによる「戦争の放棄」の合唱を経て、実行委から来年の安保50年に向けて「記念ではなく改憲阻止の長期的闘いの出発点」と呼びかけられ、さらに緊急提案として、自衛隊海外派兵—交戦に踏み込む海賊法案阻止への国会前行動が提起され、各界・各層とともに改憲阻止の大衆行動をと、集会宣言が読み上げられ閉会となった。

集会後は、永田町から赤坂見附、アメリカ大使館前を経て、日比谷公園にいたるデモ行進を貫徹した。(藤田)

国民主義の護憲では ない草の根の反改憲 のイニシアティブを

憲法9条改憲阻止を最大の焦点にした私たちの——「護憲」ではない——「反改憲」のコンセプトとは、第1に、再び戦争の惨禍を繰り返すことのない社会を創ることであり、そのためには、過去のナショナリズムや国家主義の過ちを直視し、何千万人という人命を犠牲にして学んだ「歴史の教訓」を忘れず未来に生かす、ということを基本理念にすることである。

第2に、改憲の狙いが、グローバリズム・新自由主義に基づいてグローバル資本の権益を守るための自衛隊の海外派兵と戦争ができる国に日本を「参戦国化」することにある以上、国民国家や国益をおし出す改憲派の国家主義にも、「戦後平和と民主主義」を守ってきたと自画自賛する護憲派の国民主義にも、この左右のパラダイム(国家意識や国民主義の枠組み)に回収されない「反改憲」のイニシアティブ、すなわちグローバリズムに対抗する新機軸(新たな戦略)を創造することである。

第3に、改憲反対、9条改憲阻止の世論を大きなうねりにしていくには、古臭い上からの統一戦線ではなく、草の根から1プラス1が2ではなく、4にも5にもなるという60年安保闘争のようなダイナミズムを生み出すことに精力を傾けることが決定的に重要

である。社・共などの旧左翼政党や労組、「護憲派」にはもはや従来のように大衆運動を引っ張っていただくのリーダーシップはない。先導役不在の現状においては、草の根レベルの大衆運動が前面に立ち、一党一派の狭い利害を越えて政党や労組が大衆運動を支えていく、という発想の転換をもたらすイニシアティブが求められている。社・共等の旧い左翼が廃れる中で、この国の右に偏した政治の重心を左に引っ張ること、そのための「新しい左翼の極」を立ち上げることが必要なのだ。

今日、改憲が政治テーマとして前面に登場している時、私たちは1960年の安保改定をテコに当時の首相岸信介が改憲を企てようとしたこと、その改憲の企みを、60年安保闘争は(安保条約の改定自体は阻止できなかったものの)打ち砕いた、ということの歴史的意義について再評価されるべきであると考えられる。60年安保闘争を通してフントが切り拓いた、①大衆行動におけるダイナミズム、②政治変革におけるラディカルリズム、③連帯におけるインターナショナリズム、この地平を私たちは甦らせた。

そのためには、「護憲」という国民主義の閉塞したパラダイムから脱却することが必要だ。とりわけ、戦後憲法からいわば「忘れられた存在」であった沖縄の人々や在日韓国・朝鮮・中国等の人々、そして「人間らしく生きる権利」

(生存権)を脅かされ憲法25条や社会的権利から「排除された人々」との連帯によって反改憲の草の根のうねりを起こしていかなければならない。

戦後憲法の作成過程で当時のGHQのマッカーサーは、日本政府が天皇の戦争責任の免罪と天皇制維持のために9条(戦争放棄、再軍備禁止)に同意したことによって、空白となる日本「本土」の防衛を沖縄に米軍基地を確保することで埋められると考えた。それゆえ1946年4月の憲法制定のための戦後初の選挙において沖縄民衆の参政権は停止(剥奪)され、戦後憲法体制から沖縄民衆は排除されるとともに、現在も日米安保の要石とされ米軍基地の重圧に苦しめられているのである。46年から60年以上経た今日においても、沖縄が憲法から切り捨てられ米軍基地の重圧を背負わされている窮状に無関心でいる限り、9条の形骸化・劣化は避けられない。9条の劣化・改悪をくい止めるためにも沖縄民衆との連帯は欠かせないのだということを肝に銘じよう。

今日、新自由主義政策による社会保障の切り捨てで貧困が深刻化し生存権が脅かされている。「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)は保障されているといえるか。生存権を取り戻すための闘いと9条改憲阻止の闘いは結びつけられなければならない。(赤井隆樹)

グローバリズムと多極化時代 終焉迎えたG8サミット

楨 渡

G8時代の終焉 告げたサミット

今回イタリアのラクイラで開かれたG8サミット(主要国首脳会議)とは、暴利をむさぼり富を独占している一握りの国の為政者たちが一堂に会して、世界を思うままに支配し不公正・不平等で「いびつな秩序」をいかに維持するかを協議する場だ。

ただ若干の後ろめたさを取り繕うために「地球温暖化対策」や「アフリカ貧困支援」について、どうしたら慈善家的パフォーマンスを演じることができるか腐心している。イタリア首相ベルルスコーニがサミットの開催地に地震の被災地ラクイラを選んだのもこのためである。だが愚かな為政者たちは、そんな偽善を世論に見透かされ冷たい視線を浴びることさえいとわず、厳戒態勢の中で強権と威圧に守られて、この「政治ショー」を毎年繰り返してきた。すでにその「賞味期限」は切れているのだ。1975年から今回で35回目のサミットが体現してきたレジームは、確実に黄昏を迎えつつある。

「冷戦」時代の1975年、米国、英国、フランス、西ドイツ、イタリア、日本の6カ国で出発したサミットは、その後、カナダ、そしてロシアが加わって現在のG

8の枠組みになった。だが、「冷戦」終焉後、グローバリゼーションの進展による勢力図の変容を背景に、多極化時代を迎えた世界は、「冷戦」時代の旧いパラダイムの転換を政治的にも経済的にも強いられている。とりわけ今回の金融-経済危機がそれに拍車をかけた。

ラクイラ・サミットで浮き彫りになったのは、G8の号令だけで経済危機に対応する方針を決めたり、世界を動かした時代は終わったということだ。国際協議の舞台からG8は主役を降ろされ、サミットは優越的地位を失った。

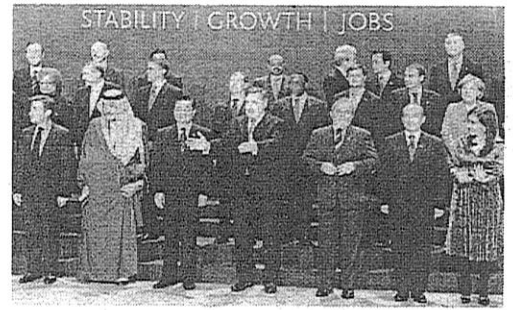
朝日は「多極化時代のG8の限界をまざまざと示した」(7・11付)、日経は「日米欧の8カ国(G8)の枠組みが、地球規模の問題に取り組む主役を降りる日も近いのではないか。……(ラクイラ・サミットは)そんな歴史の節目を予感させる」(7・10付)、「ラクイラ・サミットは新秩序への助走が始まる転換点になった」(7・11付)と論評した。さらに米大統領オバマも初参加のG8について「起こっている巨大な変化に対応できていない」と発言。

象徴的だったのが、G8と中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカの新興5カ国との拡大合会に特別参加のエジプトを加えたG14が、初めて共同宣言

を採択したことだ。サミットは「先進国クラブ」から新興国を含めた新たな枠組みへと向かう転機を迎えたといえる。世界全体の大部分を占めていたG8のGDPは2008年には約56%まで低下し、新興国の比重がさらに増している。「世界経済の実態はすでにG8の枠を越えて変容を遂げつつある」(7・11付毎日)。現に中国の新車販売台数は今年上半年に600万台を突破し、経済危機で激減した米国を抜いて世界一となった。また日本の上場企業の約3割は、外国人株主が占め多国籍化している(その割合はこの20年ほどで5倍以上になった)。

こうしたグローバル化、多極化に照応して中国やブラジルなど新興国が米国主導のドル基軸体制の見直しを迫り始めた。ブラジル大統領ルラは、ドルに代わる基軸通貨の検討を新興5カ国首脳会議で促した。また中国も9日の拡大合会ドルが国際基軸通貨になっている体制を見直す必要がある、と表明、共同宣言に反映された。たしかに現時点ではドルに代わる通貨は見当たらない。しかし基軸通貨見直し問題は、今回のサミットの「隠れたテーマ」といわれた。

未曾有の金融危機に直面して多極化時代に対応する世界経済の舵取りの責任を担う舞台がG8からG14になるのかG20(金融サ



4月のロンドンでのG20

ミット)になるかはまた五里霧中だ。ただ、すでに「世界の目は、9月に米ピッツバーグで開かれる第3回金融サミット(G20)に向いている」(7・11付朝日)。

03年に米ブッシュ政権が始めたイラク侵略戦争は、フセイン政権を倒したが、「冷戦」後の米一極支配の世界秩序が崩れ始める契機になった。そして今回のサミットは、先進国クラブとしてのG8時代の終焉を告げ、ドル基軸体制は落日の始まりを予感させている。そのことの中に世界資本主義の危機の深刻さが象徴されているのである。「いびつな世界」は、「もう、たくさんだ!」。

麻生の土壇場解散 一大政治再編の序章

サミットから帰国した首相麻生は、自民党の歴史的な惨敗となった東京都議選ショックのさめやらぬ翌日7月13日に8月30日衆院選投票の日程を示した。決断が遅い、すぐぶれる、リーダーシップが見えないと酷評されてきた麻生だが、思えば昨秋、前首相福田の突然の政権投げ出しを受けて衆院解散一総選挙のための「顔」とし

て自民党が選んだ首相だ。ところが決断をためらううちにモラトリアムに陥り、たどり着いたのが最悪の環境での解散一総選挙だ。

ぶれて迷走したあげく党内外の世論の離反を招き土壇場に追い込まれたの解散といえる。支持率1割台の首相を前面に立てて戦わなければならない自民党は、厭戦意識が蔓延する中、「分裂の危機」を抱えたまま、事実上始まった衆院選に走り出した。自分の身を守ること(保身)だけを優先してきたあげく、遅きに失したとはいえ民意を問う衆院選の日程が決まった。暑く長い夏の始まりとともに半世紀にわたってこの国の政治を支配してきた自民党時代の「終わりの始まり」を予感させる。それは、自民党の断末魔が近づきつつあるということにとどまらず、衆院選後に避けられないであろう「政界のガラガラポン」、自民党、民主党を含めた保守右派勢力の一大再編過程としての「大乱の序章」にすぎないかもしれない。

今後1年、日本の政治情勢は大きく変わる可能性がある。右派、左派を問わず全ての政治勢力は、旧来の政治のパラダイムが転換する大きな再編の渦中にあるのだ。

外国人排斥を許さない 6・13 京都緊急行動

6月13日梅雨の合間の暑い日、京都三条河原町の河川敷において6・13緊急行動が行われた。

集会とその後の抗議・糾弾行動には、関西一円のみならず、東京からも仲間達がかけつけ、250名結集という緊急行動としては大きな盛り上がりを見せた。

集会の意義は、あまり聞きなれない団体である「在日特権を許さない市民の会」(在特会)の許し難い、排外主義の煽動と京都の地を選んでのデモンストレーションを糾弾し粉砕することであった。

在特会は、2008年頃から、在日外国人の在日特権なる言葉を捏造し、ネット、ブログに大量に在日外国人差別攻撃を繰り返している。

4月には、埼玉県で、不法滞在を理由に両親が強制送還され、家族と別れて暮らすことを余儀なくされている中学生の自宅、学校周辺を「犯罪外国人を叩き出せ」などと叫び、日の丸を掲げて練り歩き、直接行動に打って出て来た。

一見、ネット社会の中の出来事と思われているが、その主張の持つ極端な排外主義主張の背景には、新自由主義下で労働を奪われた若い貧困者層が、その将来も見えず、社会的弱者へその鋒先を向け始めていると見るべきである。

緊急行動にもかかわらず、その呼びかけに応じて個人名で250名以上、闘う団体で100以上もの人々が、この集団に対する強い危機感を持ったということは、新自由主義とグローバリゼーションの時代が崩壊し、いわれて来た格差社会が、非和協的な階級対立の時代へと転換し始めているとも考えられる。

四条河原町交差点までの午前中のデモは、今風というのか、タイコありおどりの多様なものであった。一時休憩して、午後2時から、在特会デモを迎え撃つべく、班編制を行い、四条交差点を主戦場に各交差点での横断幕情宣と広く京都市民へのアピール活動を行ったのである。

若い班長から「警察の介入が予

想されます」「パクられた時は、この電話番号に知らせて下さい」などとアッサリいわれると、背中の中を緊張の糸がするすると登っていくのを感じる。これだ、この感覚だ、闘争はこうでなくてはと妙に嬉しくなって、四条交差点で、排外主義在特会のデモを待っていた。

そこで展開されたデモとシュプレヒコールの応酬は、すさまじいものであった。在特会のデモ参加は実に若い人達だった。その彼らが「朝鮮人は日本から出ていけ」「在日外国人の特権は許すな」「在日外国人に人権などない」

マイクの呼集になると、彼らの中から、機動隊の隙間をついて我々の仲間につかみかかる者、ケリを入れてくる者、四条交差点が騒然となり、彼らとの闘いの不可避性を確認させられた。

麻生自公政権は「骨太2009方針」で、7年振りに防衛費を増強し、北朝鮮を明確に敵国として規定し、その対応として新たに必要の防衛生産技術基盤の確立に努力するとしている。

他方、6月11日、衆議院本会議で国民投票法成立に向けて「憲法審査規定」を強行採決している。9条改憲への一歩といえる。貧困と失業の時代が出口のない時代閉塞感を若者に強制し、一部は

確実に排外主義の流れとなるであろう。

だからこそ、闘う側の戦線を一刻も早く整えねばならない。

(関西M)

グローバル恐慌の先に わたしたちは

成島忠夫

昔の活動仲間が「共産主義者協議会」ということで議論と実践の協働の場をつくりあげた。いいことだと思う。現在の恐慌・大不況において生産システムの変化と生産者-労働者階級のありかたにどのような変化が発生しているのか。グローバル恐慌の先にわたしたちはいかなる世界を構想するか。こういうことを議論の一つとして提起したい。

アメリカ資本主義の金融恐慌は、1930年代に匹敵する米欧大不況のきっかけとなった。ミシガン・デトロイトの失業率は14~15%くらいといわれているから1932~33年頃のアメリカ大不況には少しおよばないが、この先さらに悪くなるかどうかはなんらの楽観も許さない。

GMの破綻は歴史的に二つの意味をもつ。1970年代からの金融自己膨張型のグローバル資本主義の破綻。もうひとつは生産にお

ける資本制の中央集権の破綻である。金融暴走に対する世界的な公的規制がどのように出来上がるか。さらなるバブルの創造に資本主義は延命を託するのかどうかということになる。もうひとつは生産における資本制の中央集権の破綻は自動車・製造業の世界的淘汰・再編をすでに引き起こしている。

脱炭素・脱化石燃料は「グリーン・ニューディール」の主要命題であるが、基軸的産業である自動車産業の生産システムに大変化をもたらしつつある。ゆきつく先は世界市場を席巻する資本制の中央集権が独立的な小型・分散の生産・交換・消費のシステムの構築かである。生産システムの変化は生産者-労働者階級のありかたに根本変化をもたらすだろう。グローバル恐慌の先にわたしたちはいかなる世界を構想するか。

反戦派労働運動から 社会運動ユニオニズムへ

畑中 文治

7月13日、東京都議会選挙の結果が判明した。定数127議席の内訳は以下のとおり。自民党38、民主党54、公明党23、共産党8、生活者ネット2、無所属2。民主党が躍進したこと、都議会与党・自公が過半数割れしたことは一目瞭然である。しかし野党側が政策において一致しているわけでもなく、石原・右翼都政を覆すことになるかはわからない。この結果を受けて麻生首相は、7月21日にも国会を解散し、8月18日告示、8月30日投開票との総選挙日程を発表した。いよいよ接近する総選挙によって、国政レベルでの政権交代を含む流動局面に入った。

資本主義の世界的危機が続くなかで、〈反貧困〉をキーワードとして、社会運動・労働運動の着実な前進があるからこそ、マルクス派共産主義運動の復権とヘゲモニーの発揮が切実に求められる。こうした活動を支えるための一つの視点を提供すべく、きわめて主観的に、さらに言えば党派的に、反戦派労働運動から、今日の社会運動ユニオニズムにいたる一筋の流れを振り返ってみた。その立場は、共産主義運動と労働運動の結合である。

しかし、筆者は、40年余に及ぶこの経緯について、一貫して労働運動に従事してきたわけではない。したがって初歩的な知識不足や事実誤認があるかもしれない。これらについては、読者の叱正を仰ぎたい。大作りではあっても、討論の呼び水となれば本稿の役割は果たせたことになる。

1 反戦派労働運動の到達点

「十、十一月攻防戦は目前に迫った。この秋を勝利的に闘いぬけるか否かは、七〇年闘争、七〇年代階級闘争の全過程を決定するだろう。」松本礼二の『権力闘争としてのマッセンストライキ』（『情況』第14号/69年9月）の書き出しである。69年秋季政治決戦は、60年代後半の全共闘・反戦の闘いを総括し、次の政治展望を切り開くための闘門だった。「今日われわれは労評とマッセンストの遂行を通じて、ローザ・ルクセンブルクの『政治的大衆ストライキ』と、イタリア工場評議会が提起した『生産者自治』→革命の論理の歴史的統一を問題にしているのであり、それを、政治革命の前段階のなかに実践化する追求を開始しているのである。」「この秋におけるマッセンストライキの展開は、階級闘争にとっては二重の性格をもつであろう。一方ではそれは、政治闘争の深化であり、云うならば政治闘争を社会的深部へくりこむことに

よって、その闘争力の質的飛躍を展望するものである。他方、それは、職場闘争の戦術的展開を追求してきた過程との関連で言えば、組合運動の枠を突破した職場闘争の新しい段階への前進である。」結論はこうであった。

ここで松本礼二のマッセンストライキ論を紹介したのは、革命的危機の時代の労働者権力闘争組織としてのソヴェトが、帝国主義段階の歴史の変容によって、「政治革命=蜂起を軸に展開される段階に到達しきれていない現局面での階級闘争の課題にこたえるものとして」提示されているという認識を示すためである。

さらに、地区反戦の党派系列化と、産別反戦の自己権力志向という評価が示され、これが、全国反戦の解体状況から、70年、都労活結成に始まる労活運動への関与につながっていく。

2 全労活の「基調」討論—「労働戦線の現局面と左翼少数派運動の展望」

「七二年二月二六日に開催された第二回地方労活代表者会議は日本労働運動の現状と、労活運動発足後二年余の到達点に立って、七〇年代の帝国主義的労働運動再編に抗して、自らが立脚すべき労働運動の軸、基本視点の確立、新たな労働組合運動理念の形成を期すべき時である事を痛感し、その作業に着手することを決議した。」

これを受けて労働運動研究者がまとめた論文が、「労働戦線の現局面と左翼少数派運動の展望」（73年/通称・神林論文）である。「左翼少数派」というネーミングは、すでに具体化してきた帝国主義的労働統一の動きと、これに抗する左翼労働運動活動者集団の実態を即物的に表現したにすぎないとも言えるし、72年に出版された『革命的サンディカリズム』（喜安期）のサブタイトルが「パリ・コムニオン以後の行動的少数派」であったように、起草者にとっては妥当なところと思えたかもしれないが、全共闘・反戦の時代感覚を共有しない組合活動者にとっては違和感を抱くものであっただろう。論文の趣旨としては、官公労青年運動と、民間における第三組合および合同労組を少数派運動の実態としてとらえ、その展望を「工場前衛」としての役割を果たす闘争の牽引者として描いている。

より積極的な指摘は、この論文の共同起草者であった下田平裕身さんの論文「『労働運動』領域の解体に向けて」（青木一夫『労働問題研究第5集』）で読むことができる。

「地域を拠点にするにせよ、生産点を拠点とし『少数派労働組合』という形態をとるにせよ、あらゆる集団・グループが、トータルな政治認識と政治的自立を獲得する闘争からすべてが始まる。トータルな政治認識とは、自らの闘争のなかに被抑圧大衆のすべてにとって普遍的な、いいかえれば、支配抑圧構造の根源に迫る闘争を見出しうる能力であり、すべての闘争に普遍性を見出し、これを一つの根源的な闘争に集約できる能力である。」「かかる普遍性への志向は、労働=生産の場を拠点として活動するものが自らに課していた旧来の『労働組合』枠、『労働運動』枠を解体していくことを意味するであろう。」

神林論文は、労活をいわばショップスチュワードの結集体のようなものとして描き、青木=下田平論文は、その内容を政治的普遍性においた。だが、こうした抽象的な自己規定は、労活に受け入れられず、他方、労活自体も拡散をはじめて縮小の道をたどった。そこで、引き続き「右翼労働統一」の圧力のもとで、反戦派労働運動とは異なる文脈での左翼労働組合の結集が求められることになった。77年から始まる大阪集会和『労働情報』の発行がこれに対応する。旧高野派系労働組合との結合であった。

3 「われわれの組合」論争、「労働者綱領」づくり、社会的労働運動

「右翼労働統一」の動きは、80年「統一推進会」発足、その主導による81年「民間先行による労働統一の基本構想」、「労働統一準備会」発足、82年「全労協」発足、「国鉄分割・民営化」攻撃による国労つぶし、総評解体攻撃を経て、89年「連合」の発足にいたった。同時に日共系による「統一労働組合」の結集から全労連が、82年「労研センター」から全労協がそれぞれ発足し、現在にいたるナショナルセンター鼎立状況が現れた。

こうした状況に促され、80年に『季刊労働運動』第23号誌上に『提言「われわれの組合」をめざせ』（編集委員会/文責・村上明夫）が掲載され、共同討論が呼びかけられた。「七〇年安保闘争のとき、われわれは反戦青年委員会という政治闘争組織を持つことはできなかったが、労働組合運動の戦線では全国的な共同した統一組織を生み出すまでには至らなかった。八〇年代初頭における決定的問題は、この労働戦線におけるわれわれの政治的表現の場を作り出すことである。」

「われわれの側からの『闘う統一労働組合運動、』の展開が必要との提起だった。

以後、『季刊労働運動』誌上に順次意見が掲載され、第28号では「中間総括」が行われた。この経緯を踏まえて82年の第6回大阪集会では「労働者綱領づくり」が提案され、『季刊労働運動』第29号に『山川暁夫提案』『樋口篤三提案』が掲載され、30号に『巻頭・座談会「労働者綱領」「労組連」をめぐる』が掲載された。83年には「全国労組連」が結成された。これは労戦統一の進行のなかで、「10月会議」へと引きつがれた。「労働者綱領づくり」は、こうした労働組合運動の左派結集の基軸として想定されたと考えられるが、成案を得るには至らなかったとされる。

並行して、81年から『労働情報』などに掲載された、清水慎三さんによる一連の提言（87年『ゼネラルユニオン論』）があった。これは具体的実践的提起であって、その実現のため通称「清水委員会」が1年以上も活動を続けたが、結局「不発に終わった」という。関連して花崎幸平との共著『社会的左翼の可能性』が85年に出版された。そこで「社会的労働運動」は次のように言及された。「旧来の労組の枠を越えた社会的運動体に中身を変えていくと同時に、従来の労働組合機能をも保持すること——具体的には労組法にのっかることのできる社会運動体」。

4 社会運動ユニオニズム

以後、90年代から現在に至るまで、現場における実践は営々と続けられてきたが、華々しい議論は後景に退いた。その間わが国社会の労働環境は一変した。95年日経連の「新時代の『日本の経営』」（雇用の3類型）、99年労働者派遣法原則ネガティブリスト化によって労働市場は激変した。非正規雇用の拡大と貧困・失業の増大の中から、自らの生存と尊厳をかけた闘いが浮上した。

90年代末から紹介され始めた「社会運動ユニオニズム」というアメリカ労働運動の新しい波が、この状況のなかで共感をもって受け止められている。これは伝統的なビジネス・ユニオニズムと対比され、「労働組合運動の再興を図るためには、組合運動の基盤を工場、職場などに局限することなく、地域社会におけるさまざまな社会的、経済的問題に視野をひろげて、それらの問題に取り組んでいる社会運動の活動家と密接に協力していくべきだ」という主張（戸塚秀夫）と簡潔に紹介されている。

5 まとめにかえて

今日の労働運動がさらに発展に伴い、ここで紹介した論点のいくつかは役立つかもしれない。雑駁にまとめると、以下の2点である。

① 左翼の労働者運動、労働組合運動の理念や結集軸、綱領、運動を推進するための理論について、まず共産主義運動の党または結社が忘れないなければならないこと。共産主義運動は労働者が自らの学習と討論を通じて政治的に自立することを積極的に支持する。また共産主義運動が、綱領の見地において何かしら特権的な立場にあるわけでもない。

だが、例えば清水慎三の社会的労働運動・ゼネラルユニオンの提言は、社会的左翼による対抗社会形成とトータル・レボリューションの観点と一体をなすものである。労働運動に現れた社会の新生事物や時代の転換をいち早くとらえ、それを十分に消化して適確な言葉に置き換える作業を行う義務が、共産主義運動にある。そこには平時における評議会的な団結の質を規定する役割も含まれる。この点を明確にしなければ、党ないし結社も、労働組合も、階級組織も評議会も統一戦線もごちゃごちゃになってしまう。

この立場を明確にしたうえで「われわれの組合」論議から「労働者綱領づくり」、「全国労組連」から「10月会議」、「ゼネラルユニオン不発」の経過についての今日的な総括が望まれる。

② 今日の戦線的労働運動は、不断に脱領域的な質を繰り込むことによって成長する。共産主義運動はこれを積極的に促す。資本主義社会の変化に伴って労働運動・労働組合のありようも変化してきたことは歴史的事実である。経営と管理が幾重にも階層化され、労働者個人が生産においても消費においても個別化され、資本の力で複雑に再組織化された社会、さらに剥き出しの抑圧と暴力が支配階級の側に確かにあるのに、社会の背後に隠されてしまう権力構造。資本のグローバル化は、圧倒的な南北格差をもたらす一方、世界の労働者に共通する搾取、収奪、抑圧、排除の条件を作り出す。

こうした社会で、政治的普遍性、社会的横断性、種々のアイデンティティによって特徴づけられる労働運動のあり方が浮かび上がる。プロレタリア（無産者）の自己解放闘争は、もともとこうした起源を持つ。したがって階級闘争の高揚期には権力闘争主体として、また平時には、ラディカルな隣接領域を含む運動体になる。経済闘争=労働運動という理解は、無産者運動を、支配の制度的枠組みに収納するイデオロギーである。社会運動ユニオニズムに学ぶとは、私たちの足跡にそって、さらに一步を踏み出そうとするものである。

賀川豊彦をラディカルに読む 生協労働運動の使命とは？

大杉 仁一郎 (生協労働者)

私は、とある生協に勤める労働者で、労働組合の活動家の一人である。今年日本の生協の父と呼ばれた賀川豊彦が献身してから100年の年だ。賀川は日本最大の生協、コープこうべの生みの親である。彼の社会運動の経験の原点というべきなのは、1909年、21歳で神戸市の貧民街に住み、病者保護や無料葬儀などの救貧活動を始めたことであつた。

年越し派遣村

今年日比谷公園に年越し派遣村が出現し、反貧困ということがクローズアップされた年でもある。昨年秋以降の派遣切りはまさに資本主義社会がいかに残酷なものであるかを見せつけた。それは政府が率先して進めてきた労働者派遣法の度重なる規制緩和の結果でもあった。派遣労働が可能な職種が拡大され、日雇いスポット派遣が当たり前となった。派遣村は企業と政府とが一体で進めてきた労働者をたやすく使い捨てにして、利潤を追求するという流れにノーをつきつけた。金融危機以降急速に進んだ派遣切りによって犠牲となった多くの失業者は、派遣村に結集することでとりあえずの

宿と食事を手にしたと共にそこに共に闘う仲間を見出した。派遣村の闘いによって1月2日には、厚生労働省が自省の建物内にある講堂を、同省が業務を開始する1月5日の午前9時まで宿泊所として提供することになった。一方、5日以降の宿泊場所も提供しよう同省に要請し、中央区に2箇所、練馬区と山谷に各1箇所、計4箇所の臨時シェルター設置が決まった。当事者である派遣切りとなった人々によるデモ行進など当事者自らが歴史を切り開いたのである。

この運動を支えたのは多くの労働組合の活動家達であった。今回の派遣村は連合、全労連、全労協というナショナルセンターの違いを越えて様々な労働組合の活動家が結集し歴史を動かしたのである。

労働者自治と消費者自治

賀川の主要な著作の一つ、「自由組合論」は「労働組合は自由社会の本源をなすものである」と述べている。そして労働者の自由意思により結成された労働組合を「自由組合」と呼ぶ。そして「故に我らは真の自由を愛するが故に

武力による社会組織の革新を思わず、社会本能の成長を持つ自由組合の進化を基礎として徐々として社会の改造を計図すべきである」と述べる。彼が労働者自治社会、労働者自主管理主義を展開していたことはほとんど無視されがちである。

いわば「自由組合論」は労働者の自治がテーマであったとすれば、「家庭と購買組合」は消費者の自治がテーマであったと言える。即ち消費者組合と生産者組合はギルド精神により今日の資本主義的自己中心の社会組織に代って世を支配せねばならぬ、とも述べている。

こうした彼の思想は日本における生協運動の源流である。こうした思想は今の生協に引き継がれているとは残念ながら言えない。

生協労働の現場

その生協運動の現場でもコスト削減の圧力が強まりつつある。生協の全国的組織である日本生活協同組合連合会の2006年度活動方針の中では、余剰人員対策を正面にすえた人件費削減の徹底、とりわけ正規職員を中心とする余剰人員対策の実行が必要であり、正

規・パート・外部委託の労働力編成の大胆な転換を進めると記載されている。まさに経団連など財界の主張とほとんど同じ内容である。

かつて生協では地域の消費者が班と呼ばれる数人のグループをつくり、数人分の商品を一か所に届けるという共同購入が事業の柱であった。しかし今の生協事業の中では個人宅配と呼ばれる一人一人の自宅まで商品を届ける事業が主流となりつつある。運輸会社に委託し、個人宅配を成長させていったが、個配手数料の値下げ競争が続いてきた。生協の現場はパート、アルバイト、契約職員、そして派遣職員と雇用形態が多様となった。競争に生き残るための一番安易な方法としては正規職員採用を抑え、パートアルバイト、契約職員、派遣職員などいわゆる非正規雇用を増やすという手段がとられたからだ。

その中で労働負荷は新規組合員の加入説明の担当者に集中しがちである。ある職場で4週4日の休みもままならない所も発生している。職員は休日を疲労回復で寝て過ごすという実態も聞いている。

今日の生協運動のおかれた状況は賀川が目指した社会とは大きな隔りがある。果たしてこのギャップを埋める事は可能なのか？

そのカギを握るのは唯一生協における労働組合の存在である。原点に立ち返り、生協における労働組合は生協の意義を根本的にラディカルにとらえ返し、現在の過

酷な状況に立ち向かう必要があるのではないだろうか？

実際生協の労働組合を全国的に組織している生協労連でも働き方の見直しをしようという動きも出てきている。

労働組合とは

私は労働組合とは賃金労働条件を改善すると同時に働き方も変革し、そのことを通じ、社会とつながり、社会を変革する存在と考える。それは、本来は革命運動とも近い質を持つと考える。特に本来、生協の出自は社会を変える運動であった。社会的労働運動という言葉が使われているが、社会を変革する事を職業とする生協において、労働運動は必然的に変革運動としての性格を持たざるを得ないと考える。その原点を抜きにして語れない。最後に賀川の残した文章を引用したい。

「我々はただ、労働の労働条件を改善のために労働組合を要求するものでない。賃金の要求や時間の短縮の要求は労働運動のABCである。それで満足するならば資本家は喜んで居るだろう。(中略)資本家の生産のための生産、金儲けのため金儲けの道具に使われていると思えばなさはなくなるのである。(中略)真の社会は人間性を中心とした労働そのものを尊ぶ社会組織—即ち労働組合そのものの外に真の尊厳に至る道はないことを社会に教えなければならぬのである。」(賀川豊彦著「自由組合論」)

精神障がい者への保安処分＝ 「医療観察法」の廃止に向けて、 7・26集会への結集を！

北村 裕

1 はじめに

医療観察法は、確実に精神障がい者を地域から排除している。2005年7月15日からの適用実態を見ると、検察官の申し立て件数1415件のうち1374件は既に決定されており、内訳は入院825件、通院252件、不処遇239件、却下46件、取り下げ12件である(09年4月30日現在)。

一方指定入院医療機関の病床は、720床が目標とされてきたが、施行時はわずか2施設、66床、現在もまだ441床(国関係13施設、386床、都道府県関係3施設、55床、09年4月)に止まっている。この入院施設の不足を、現在指定外の病院を利用するという法の目的を侵害する措置が行われている。更に、自殺者が既に12名(入院3名、通院9名)出ている。これは、通常の精神科における自殺者の数値に比べると格段に多い数である。

私達は、このような「医療観察法」を廃止すべく運動を続けてきており、闘いを一層強化するために、昨年7月、新たに「医療観察

法をなくす会」を40数名の弁護士、精神医療関係者、障がい者、労組関係者等と共に結成し、国会や関係諸団体、マスコミ等に働きかけをしている。去る6月2日には、第2回目の院内集会を行った。

2 何が進行しているのか？

指定外の病院も認める措置は、昨年8月1日に省令改悪によってなされた。すなわち、指定入院医療機関の病床に余裕がない場合、①入院決定を受けた対象者、または②入院中の対象者について、指定入院医療機関以外の医療施設(特定医療施設)または指定入院医療機関の病床のうち指定を受けていない病床(特定病床)において、法の「入院による医療」を行う措置を可能としたものである。措置の上限期間は、①(一項措置)は最大3カ月、②(二項措置)は原則3カ月、最大6カ月と規定された。しかしその後、今年3月10日、一項措置の上限期間を、特定病床の場合最大6カ月に延長した。そればかりか、特定医療施設の人員配置基準も緩和し、

「精神科救急入院料もしくは精神科急性期治療病棟入院料を算定する病棟」より少ない基準でも特定医療施設として認めたのである。

また、昨年7月25日には、最高裁判所の決定がなされた。これは、地裁で医療観察法による医療を行なう必要はないと不処遇の決定がされたにもかかわらず、高裁で差し戻され、最高裁判所が再抗告を棄却し、地裁は入院を決定し指定入院医療機関に送られたケースである。最高裁は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する申し立てがあった場合に、医療の必要があり、対象行為を行った際の精神障害の改善に伴って同様の行為を行うことなく社会に復帰できるようにすることが必要な対象者について、措置入院等の医療で足りるとして、医療観察法による医療を行わない旨の決定をすることは許されない」としたもので、これは多くの反対意見により「再犯予測は不可能」と条文を削除されたことを否定するものである。

この様に「再び対象行為を行なう恐れの有無」は削られたが、法の目的は「同様の行為の再発の防

止をはかり」(第1条)となっており、この法律はまぎれもなく治安を目的としている。

そればかりではない。3年前に成立した「障害者自立支援法」は、障がい者福祉を解体させるものである。小泉内閣以来進められてきた市場原理主義は、福祉のサービスを「商品」として細切れにして提供する一方、それを利用する障がい者に自己負担を課し、彼らの少ない収入を更に収奪するものとなっている。

ところで、06年7月、杉浦元法相から諮問を受け、法制審議会「被収容人員の適正化方策に関する部会」は「被収容人員の適正化を図る」と共に対象者を「性犯罪者と薬物犯罪者」として、「再犯防止・社会復帰を促進する」という観点で行われている。今年1月第18回の審議会で、法務省は、「刑の一部執行猶予制度」「社会貢献命令」を新設する「参考試案」を提示し、国会上程を目指している。

これらの動きには「重罰化」と「再犯防止」の思想が一貫して流れている。

3 医療観察法の廃止に向けて、共に闘おう！

アメリカは9・11以降、「テロの脅威」を拡大再生産することで、市民社会に対して露骨な反テロの治安監視体制を強化してきている。わが国においても、グローバルな動向は連動しており、治安管理体制の強化は進行している。

「医療観察法」は、「医療」の側面を持たざるを得ないものであったため、国は、本格的な保安処分体制の、全社会的な導入を図ろうとしている。最近の法務省による様々な動きは、「刑が終わればそれで終わり」とするのではなく、「贖罪しないものは刑務所から出さない、死ぬまで監視・管理し、危険とみなせばいつでも収監できるようにする」という攻撃に繋がっている。2010年の「医療観察法」の見直しは、このような「再犯防止」制度を全社会的に作り出すこと、すなわち全社会的な保安処分体制を導入する攻撃と一体となったものである。私たちはこのような本格的な保安処分の導入に反対し、「医療観察法」の廃止を勝ち取っていきたく思う。7・26集会に結集しよう。

【訂正】前号4面「5・3共同行動(関西)に360名結集」を「260名結集」に訂正します。

なくせ！差別と拘禁の医療観察法

7・26全国集会

- 7月26日(日)
- 13～17時
- 東京芸術劇場・大会議室(池袋駅西口下車)
- 会場費・300円
- 主催・7.26全国集会実行委員会